

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十九年第一回東京都議会定例会の招集……………一
- 都市計画事業の認可 (二件) ……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………二
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(同)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………八
- 政治団体の解散の届出……………二
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………四
- 土地区画整理審議会委員の決定……………
- ……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………五
- 開発行為に関する工事完了 (二件) ……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………
- ……………(環境局環境改善部大気保全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………七

告示

●東京都告示第二百六号
平成二十九年第一回東京都議会定例会を、二月二十二日に招集する。
平成二十九年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第二百七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 狛江市

- 二 都市計画事業の 調布都市計画公園事業第八・二・三種類及び名称 号白井塚公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 狛江市中和泉三丁目地内

●東京都告示第二百八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき日野都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画公園事業第二十一号林間公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 日野市落川地内

●東京都告示第二百九号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の規定による行政処分について、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十

使用の部分

日野市落川地内

なし

使用の部分

狛江市中和泉三丁目地内

九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年三月六日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社ビトイン

(二) 代表者氏名 取締役 鎌田 純

(三) 主たる事務所の所在地 品川区大井一丁目二十一番二号豊強ビル七〇一号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三一七九号

(五) 免許年月日 平成二十六年五月二十一日

●東京都告示第二百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき田町駅東口北地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部

長 新居田 滝人

二 事業施行期間

平成二十三年七月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

日まで

三 施行地区

港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称

田町駅東口北地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号 ファーストフィナンシャルビル十八階

六 施行認可の年月日

平成二十三年七月十五日

七 変更認可の年月日

平成二十九年二月十五日

●東京都告示第二百十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区

赤坂一丁目、赤坂二丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、麻布十番一丁目、麻布十番二丁目

目、麻布十番四丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、西麻布三丁目、南麻布三丁目、南麻布四丁目、南麻布五丁目、三田一丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、西新橋三丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目及び虎ノ門五丁目の区域

渋谷区 広尾一丁目、広尾二丁目、広尾四丁目、広尾五丁目、恵比寿一丁目、恵比寿二丁目、恵比寿三丁目、恵比寿四丁目、恵比寿南一丁目及び恵比寿南二丁目の区域

目黒区 三田一丁目及び三田二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門・麻布台地区市街地再開発準備組合理事長 曲谷 健一

港区虎ノ門五丁目八番六号 アミタビル六階

三 対象事業の名称及び種類

虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、神谷町駅西側の港区虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目内の計画地約八・一ヘクタール内において、事務所、住宅、商業施設(店舗)、医療施設及び教育施設を含む高層建築物の建設を行うものである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、

風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十九年二月十五日から同年三月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 渋谷区都市整備部環境保全課

渋谷区宇田川町五丁目二番地

ウ 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年三月三十一日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.052ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は26.7%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は5.2%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.044～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～1.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.042～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1未満～0.8%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は6.0%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.082mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.045ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は4.1%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>解体工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界付近において、最大85dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(85dB)以下である。</p> <p>新築工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界付近において、最大80dBであり、報告基準値(80dB)以下である。</p> <p>工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械を採用する等により、騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】</p> <p>解体工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、敷地境界において、最大74dBであり、報告基準値(75dB)を下回る。</p> <p>新築工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、敷地境界において、最大66dBであり、報告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める等により、振動の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、No.3～5地点において昼間67～71dBであり、No.3地点では工事の施行中と環境基準値(昼間70dB)を上回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1未満～1dBである。</p> <p>工事の実施にあたっては、資材の搬入に際して、走行ルートの限定、安全走行等により、騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、No.3～5地点において昼間45～53dB、夜間42～47dBであり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間1未満～1dB、夜間1dB未満である。</p> <p>工事の実施にあたっては、資材の搬入に際して、走行ルートの限定、安全走行等により、振動の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の変化の程度】</p> <p>【日影が生じることに伴う影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地の周辺に存在する日影規制地域に対し、計画建築物により生じる日影時間は日影規制の範囲内に収まると予測される。</p> <p>計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物の高層部を極力各街区の北側から離して配置し、最も高層である計画建築物を計画地南側に位置するA街区に配置するとともに、計画地北東側に位置するC街区の計画建築物を低層建築物とすることで、計画地北側の地域に対する日影の影響に配慮した計画とした。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側の限られた範囲であり、評価の指標とした日影規制を満足するとともに、日影の影響は小さいものと考えられる。</p>

1. 大気汚染	工事の完了後
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.052ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は26.7%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は5.2%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.044～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～1.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.042～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1未満～0.8%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は6.0%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.082mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化炭素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.045ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は4.1%である。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 電波障害	<p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、計画地南西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、計画地北東方向及び北北東方向において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。 しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリング等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。ことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>
5. 風環境	<p>【計画建築物の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の気象の状況並びにそれらの変化する場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当の風環境)に変化する地点が9地点生じると予測されるが、植栽等による防風対策を講じることにより、新たな領域Cとなる地点はなくなり、風環境は改善されると予測される。 したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあっても、建設前とはほぼ同様の領域A(住宅地相当の風環境)及び領域B(低中層市街地相当の風環境)に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地周辺は、計画地北側に、高層、超高層の建造物が存在し、計画地南側や首都高速都心環状線西側は中高層の業務ビルや中低層の集合住宅が多い地域となっており、低層から超高層の建築物が混在する地域となっている。 本事業で計画している高層建築物は、アークヒルズ(仙石山森タワー)及び泉ガーデンタワー等の既存高層建築物等が存在する都市的景観要素に、新たな景観要素として加わり、高層建築物が立ち並ぶ大都市東京の景観と調和すると考えられる。 以上ことから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きくなるが、アークヒルズ(仙石山森タワー)及び泉ガーデンタワー等と合わせて、より都市的な眺望が出現するものと予測する。 中景域においては、計画建築物は、高層建築物として認識されるが、周辺の中高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考えられる。以上のことから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺は、計画地北側に、高層、超高層の建造物が存在し、計画地南側や首都高速都心環状線西側は中高層の業務ビルや中低層の集合住宅が多い地域となっており、低層から超高層の建築物が混在する地域となっている。本事業による形態率の増加は、0.2～32.7%である。計画地南側の飯倉ヒルズ前では、形態率が32.7%増加するが、本事業では、計画建築物の隣接間隔をとり、また、周辺に空地を確保できる建物形状とすることによって、敷地境界から一定の距離を確保し、圧迫感の増加の程度を低減する。また、特に高層棟を配置する計画地南側については、敷地境界付近に植栽を施すことで、圧迫感の増加の程度を低減するなど周辺地域に配慮した計画である。以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 史跡・文化財	<p>【周辺地域の文化財の損傷等の程度】 計画地内には、指定・登録文化財は存在しない。よって、本事業の実施に伴う文化財の直接改変はない。 計画地北側の敷地境界に近接する国登録有形文化財である「大橋茶寮茶室(茶室)」等に対して、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、掘削工事の際には、地盤の変形及び下を抑制する適切な工法を採用する。 なお、本事業の工事により「大橋茶寮茶室(茶室)」等の保存に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、「文化財保護法」「東京都文化財保護条例」「港区文化財保護条例」に基づき適切な対応を図る。 したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考えられる。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地の全部または一部が含まれるが、「文化財保護法」に基づき予め「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会、港区教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。 なお、現状の計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については解体工事を行う前に港区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。 埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ連携なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対応する。 したがって、「文化財保護法」により、埋蔵文化財包蔵地の記録、保存に支障は生じないと考えられる。</p> <p>【文化財等の周辺の環境の変化の程度】 計画地内には、指定・登録文化財は存在しない。「大橋茶寮茶室(茶室)」等が存在する。計画地北側には隣接して、国登録有形文化財の「大橋茶寮茶室(茶室)」等が存在する。これについては、本事業の実施により直接改変することとはなく、「5. 風環境」において建設前後で領域A(住宅地相当)と変化せず、風環境により著しい影響を及ぼすこととはないと予測する。 また、日影の影響が生じるものと考えられるが、計画建築物の高層棟を極力各街区の北側から離して配置し、最も高層である計画建築物をA街区に配置することと、計画地北東側に位置するC街区の計画建築物を低層建築物とすることで、日影時間を極力少なくし、日影の影響を軽減した計画としている。したがって、本事業により、計画地北側に近接して存在する国登録有形文化財の「大橋茶寮茶室(茶室)」等により影響を及ぼすこととはないと予測する。 したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考えられる。</p>

●東京都告示第二百二十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 原田 一之

港区高輪二丁目二十番二十号

二 対象事業の名称及び種類

京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業

体交差事業

鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、京浜急行電鉄湘南線の泉岳寺駅から新馬場駅までの約一・七キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。

四 周知地域の範囲

港区 高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目及び港

南二丁目の区域

品川区 北品川一丁目、北品川二丁目、北品川三丁目及び北品川四丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年二月十五日から同月二十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年三月六日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第二百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

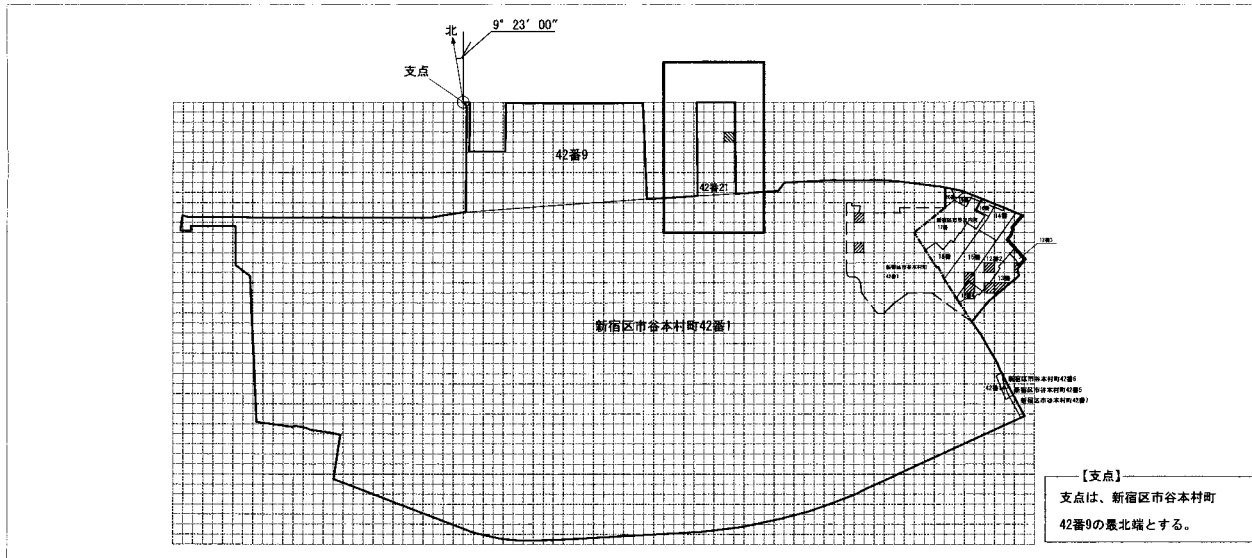
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷本村町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

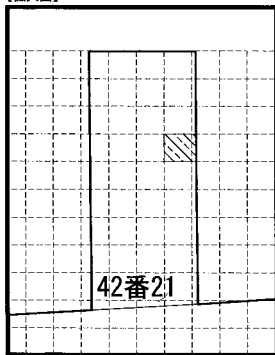
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支店】
支店は、新宿区市谷本村町
42番9の最北端とする。

【拡大図】



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 調査範囲
 - 敷地境界
 - - - 町境界
 - ▨ 指定を解除する区域
 - ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1275号で指定された区域)

【格子の回転角度(9度23分0秒)】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
小野田紀美政経フォーラム	小野田 紀美	山口 栄利香	千代田区永田町2-1-1	H28. 10. 19	参議院議員	小野田 紀美、 参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井まゆみ後援会	石井 真由美	松本 洋之	大田区蒲田4-28-5	H28. 10. 19
石井まゆみを励ます会	石井 真由美	勝亦 聡	大田区蒲田4-28-5	H28. 10. 19
沢田政経研究会	澤田 大笹	澤田 昭大	大田区北千束2-31-11	H28. 10. 13
沢田大作後援会	木村 勝	澤田 昭大	大田区北千束2-31-11	H28. 10. 13
武市ひろきと健康な小金井をつくる会	宮寺 正夫	武市 裕貴	小金井市中町1-9-9	H28. 10. 28
田村利光後援会	田村 利光	田村 敬子	福生市福生654	H28. 10. 6

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由党衆議院東京ブロック比例区第1総支部	川島 智太郎	政治団体の名称	自由党衆議院東京ブロック比例区第1総支部	生活の党と山本太郎となかまたち衆議院東京ブロック比例区第1総支部	H28. 10. 13
自由党東京都参議院選挙区第1総支部	山本 太郎	政治団体の名称	自由党東京都参議院選挙区第1総支部	生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第1総支部	H28. 10. 13
		主たる事務所の所在地	港区六本木7-10-26	港区三田4-8-28	H28. 10. 5
		会計責任者の氏名	藍原 寛子	新津 久美子	H28. 10. 5
自由党東京都第1区総支部	野沢 哲夫	政治団体の名称	自由党東京都第1区総支部	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第1区総支部	H28. 10. 13
自由党東京都第19区総支部	渡辺 浩一郎	政治団体の名称	自由党東京都第19区総支部	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第19区総支部	H28. 10. 13
自由民主党東京都参議院選挙区第五支部	朝日 健太郎	主たる事務所の所在地	杉並区高井戸西1-13-16	中央区新川1-1-7	H28. 10. 1
自由民主党東京都世田谷区第五支部	小松 大祐	会計責任者の氏名	小松 康子	荻野 健司	H28. 10. 20
民進党東京都小金井市支部	鈴木 成夫	政治団体の名称	民進党東京都小金井市支部	民主党東京都小金井市支部	H28. 9. 30
民進党東京都第2区総支部	松尾 明弘	政治団体の名称	民進党東京都第2区総支部	民進党東京都2区総支部	H28. 10. 11
民進党東京都第15区総支部	柿沢 未途	主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
民進党東京都第24区総支部	高橋 斉久	主たる事務所の所在地	八王子市横山町25-5	八王子市散田町1-10-8	H28. 10. 11

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
柿沢未途後援会	長谷川 健治	主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
		会計責任者の氏名	甚野 謙	後藤 正	H28. 10. 13
柿沢未途「夢」応援団	柿沢 未途	主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
		会計責任者の氏名	甚野 謙	後藤 正	H28. 10. 13
北多摩二区・生活者ネットワーク	塩原 かおり	主たる事務所の所在地	国立市中2-5-1	国立市中1-19-10	H28. 10. 6
国立・生活者ネットワーク	倉科 明子	主たる事務所の所在地	国立市中2-5-1	国立市中1-19-10	H28. 10. 10
経済・教育・財政を考える会	田代 聡	政治団体の名称	経済・教育・財政を考える会	田代聡を育てる会	H28. 10. 1
幸福実現党立川後援会	鈴木 隆之	主たる事務所の所在地	日野市日野本町2-15-44	日野市三沢2-27-14	H28. 10. 25
		代表者の氏名	鈴木 隆之	小野澤 智子	H28. 10. 25

小松大祐後援会	小松 大祐	主たる事務所の所在地	世田谷区南烏山6-38-10	世田谷区南烏山6-3-9	H28. 10. 11
渋谷区歯科医政連盟	長田 博史	会計責任者の氏名	伊藤 知周	鈴木 洋一	H28. 9. 30
新時代の昭島をつくる会	中野 勝夫	主たる事務所の所在地	昭島市玉川町2-6-9	昭島市東町1-8-18	H28. 10. 3
		会計責任者の氏名	清水 幸治	小澤 源一	H28. 10. 3
新都市経済研究会	柿沢 未途	主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
		会計責任者の氏名	甚野 謙	後藤 正	H28. 10. 13
高橋なりひさ後援会	高橋 斉久	主たる事務所の所在地	八王子市横山町25-5	八王子市散田町1-10-8	H28. 10. 11
東京電力労働組合政治連盟 東京都支部	佐藤 重己	代表者の氏名	佐藤 重己	井上 徹	H28. 10. 4
		会計責任者の氏名	下山 克巳	佐藤 重己	H28. 10. 4
都民ファーストの会	本橋 弘隆	主たる事務所の所在地	豊島区高松3-11-20	北区上十条2-25-14	H28. 10. 6
野上ゆきえ後援会	柿澤 幸絵	主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
山内れい子とひまわり会議	山内 玲子	主たる事務所の所在地	国立市中2-5-1	国立市中1-19-10	H28. 10. 6
吉田晴美後援会	吉田 晴美	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H28. 10. 31
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	吉田 晴美、衆議院議員		H28. 10. 31
日本を元気にする会参議院 東京都支部	松田 公太	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H28. 7. 26

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成二十九年二月十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都第十選挙区支部	小池 百合子	H28. 8. 16

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
秀友会	高橋 俊夫	H28. 10. 20
日本を元気にする会参議院東京都支部	松田 公太	H28. 9. 21

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石井 真由美	都議会議員	石井まゆみ後援会	大田区蒲田4-28-5	H28. 10. 12
小野田 紀美	参議院議員	小野田紀美政経フォーラム	千代田区永田町2-1-1	H28. 10. 18
澤田 大侅	都議会議員	沢田政経研究会	大田区北千束2-31-11	H28. 10. 11
田村 利光	都議会議員	田村利光後援会	福生市福生654	H28. 10. 5

●東京都選挙管理委員会告示第三十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
柿沢 未途	新都市経済研究会	主たる事務所 の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
柿澤 幸絵	野上ゆきえ後援会	主たる事務所 の所在地	江東区富岡1-26-18	江東区富岡1-26-21	H28. 10. 13
高橋 斉久	高橋なりひさ後援会	主たる事務所 の所在地	八王子市横山町25-5	八王子市散田町1-10-8	H28. 10. 11
山内 玲子	山内れい子とひまわり会議	主たる事務所 の所在地	国立市中2-5-1	国立市中1-19-10	H28. 10. 6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人メデイカルキャリア開発機構
- 三 代表者の氏名
松本 浩
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区九段南四丁目七番五号 パークノヴァ 九段二〇一号
- 五 定款に記載された目的

この法人は薬学生や薬剤師を対象とし、就職、転職の支援やセミナー開催、薬学生の国家試験合格への精神面のサポート、さらには薬学部を抱える大学とも連携し情報提供を行うことなどを通じて、優秀な薬剤師を創出し、日本の医療発展、ひいては医療サービスを受ける日本国民の利益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

民の利益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人ソーシャルデベロップメントジャパン
- 三 代表者の氏名
矢部 弘司
- 四 主たる事務所の所在地
東京都足立区扇一丁目四十四番十五号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児者に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、障害福祉サービス事業を実施することにより、障がい児者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）

第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人ウイズ・ユー
- 三 代表者の氏名
伊瀬 卓
- 四 主たる事務所の所在地
東京都目黒区駒場二丁目八番五号 カサデこまば一〇二号室
- 五 定款に記載された目的

この法人は、「あなた（会員・ボランティアなど直接サービスを提供する方）」と一緒に、あなた（寄付など間接的にサービスの提供を支援する方）」も一緒に、あなた（様々な課題を抱えサービスを収受する方）」と一緒に」を経営理念として、団体に関わる全ての関係者に対して共同で地域課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人粹座下町
- 三 代表者の氏名
日下 秀斗
- 四 主たる事務所の所在地

<p>一 申請のあった年月日</p> <p>申請のあった年月日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なみあし会</p> <p>三 代表者の氏名 川崎 美恵</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市幸町二丁目三十二番地の五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、動物が人の心や地域の活性に与える力を大きくとらえ行き場がない引退馬を所属馬として会員で支えあい集える場所を作りさらには一般の人が、所属馬をきっかけに集えるようにすることで馬が与える癒しが人々の生活に寄与すること、また人々が所属馬のいる地域に集うことで経済活動の活性化することを目的として活動する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都葛飾区東水元五丁目十番十一・四〇四号 ダイアパレス ホワイテラス・グランディア水元公園</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京・下町在住者を中心に広く一般市民に対して、地域活性化を目的としたイベント開催事業、町のゴミ拾い事業、下町文化の発信事業を行い、もってまちづくりの推進、観光の振興及び経済活動の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人郵趣振興協会</p> <p>三 代表者の氏名 行徳 國宏、吉田 敬、池田 健三郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木七丁目八番五・九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、「内外の郵便制度や郵便切手類に関する調査研究、史料収集(コレクション組成)、普及啓発、成果発表及び情報共有等の文化活動、並びにこれら文化</p>	<p>平成二十九年一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人 Human Cross Network</p> <p>三 代表者の氏名 藤田 淑郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目三十五番四号 日本橋浜町パークビル四階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く中小企業と学生に対して、見学、対談及び情報提供の機会の普及活動などを行い、中小企業と学生の相互理解を深め、もって社会教育の推進、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を図るとともに、企業の人材確保による経済活動の活性化を図ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十九年一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人 Human Cross Network</p> <p>三 代表者の氏名 藤田 淑郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目三十五番四号 日本橋浜町パークビル四階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く中小企業と学生に対して、見学、対談及び情報提供の機会の普及活動などを行い、中小企業と学生の相互理解を深め、もって社会教育の推進、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を図るとともに、企業の人材確保による経済活動の活性化を図ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人ココロのバリアフリー計画</p> <p>二 代表者の氏名 小倉 義明</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十九年一月二十五日から平成三十四年一月二十四日まで</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金</p> <p>二 代表者の氏名 小倉 義明</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十九年一月二十五日から平成三十四年一月二十四日まで</p>	<p>活動に付随もしくは関連する諸活動」と定義する郵趣(以下、フィラテリーという)のさらなる振興を図るとともに、特定分野における非営利活動を通じ、文化活動としてのフィラテリーが多様な場面において社会的利益をもたらすことにより、もって社会の健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年二月十五日 東京都知事 小 池 百合子</p>

<p>池田 君江</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区上馬二丁目三十三番三号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十九年一月二十六日から平成三十四年一月二十五日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人よりどりみどり</p> <p>二 代表者の氏名 藤堂 博徳</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番十二号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十九年一月二十五日から平成三十四年一月二十四日まで</p> <p>土地区画整理審議会委員の決定について</p> <p>東京都計画事業豊洲土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第八十二号）第二十一条第一項の規定により、委員となることを承諾した次の宅地所有者を委員とすることに決定したので、公告する。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 東京電力パワーグリッド 千代田区内幸町一丁目一番三号 ド株式会社</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都多摩建築指導事務局長</p> <p>金 子 博</p> <p>一 西和商事株式会社 代表取締役 小野 邦晃 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊</p> <p>二 青梅市師岡町四丁目七番地 青梅市大門一丁目七百八十三番二</p> <p>一 青梅市師岡町四丁目七番地 西和商事株式会社 代表取締役 小野 邦晃 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都多摩建築指導事務局長</p> <p>金 子 博</p>	<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>羽村市羽加美三丁目千四百五十番三及び同番十一から同番十四まで 福生市加美平二丁目十四番一 株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優</p> <p>国分寺市西恋ヶ窪一丁目二十八番二、同番三及び同番九の各一部 鈴木 雅穂</p> <p>青梅市大門一丁目七百八十三番二</p> <p>一 西和商事株式会社 代表取締役 小野 邦晃 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊</p> <p>二 青梅市師岡町四丁目七番地 青梅市大門一丁目七百八十三番二</p> <p>一 西和商事株式会社 代表取締役 小野 邦晃 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都多摩建築指導事務局長</p> <p>金 子 博</p>
<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>東村山市恩多町五丁目五十番四十八 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 恒成</p> <p>東村山市野口町三丁目五番十四 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優</p> <p>東村山市東野川四丁目百五十四番一から同番五まで、百五十五番、百五十六番一及び百六十八番五 練馬区石神井町二丁目二十五番一 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 認定した機器等 （一）グレードAA</p>	<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>稲城市大字矢野口字根方二千八百七十二番 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠</p> <p>東村山市野口町三丁目五番十四 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優</p> <p>東村山市東野川四丁目百五十四番一から同番五まで、百五十五番、百五十六番一及び百六十八番五 練馬区石神井町二丁目二十五番一 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 認定した機器等 （一）グレードAA</p>	<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>東村山市恩多町五丁目五十番四十八 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 恒成</p> <p>東村山市野口町三丁目五番十四 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優</p> <p>東村山市東野川四丁目百五十四番一から同番五まで、百五十五番、百五十六番一及び百六十八番五 練馬区石神井町二丁目二十五番一 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。</p> <p>平成二十九年二月十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 認定した機器等 （一）グレードAA</p>

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十九年一月十一日

別記一

グレードA

認定番号

GAA一六四〇〇一

GAA一六四〇〇二

GAA一六四〇〇三

GAA一六四〇〇四

GAA一六四〇〇五

GAA一六四〇〇六

GAA一六四〇〇七

GAA一六四〇〇八

GAA一六四〇〇九

GAA一六四〇一〇

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

ガスヒートポンプ

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

代表型式の名称

SQ1200ZL

EQI2000NM

EQI2500NM

AXGP450F2Zほか三十一型式

AXGP560F2Zほか三十一型式

AXGP710F2Zほか三十一型式

GXYAP450Dほか三十一型式

GXYAP560Dほか三十一型式

GXYAP710Dほか三十一型式

GCP5602MA2ほか三十一型式

申請者の氏名又は名称

三浦工業株式会社

株式会社日本サーモエナー

同右

アイシン精機株式会社

同右

同右

ダイキン工業株式会社

同右

三菱重工サーマルシステムズ株式会社

別記二

グレードA

認定番号

GAX一六四〇〇一

GAX一六四〇〇二

GAX一六四〇〇三

GAX一六四〇〇四

GAX一六四〇〇五

GAX一六四〇〇六

GAX一六四〇〇七

GAX一六四〇〇八

認定機器の種類

冷温水発生機

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

代表型式の名称

HAF100CXRほか一型式

HAF100CXRほか一型式

HAF80CXRほか一型式

HAF80CXRほか一型式

HAF70CXRほか一型式

HAF70CXRほか一型式

HAF50CXRほか二型式

HAF50CXRほか二型式

申請者の氏名又は名称

日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 YK114BLDG
- 二 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目四十三番一ほか
- 三 設置者名 株式会社山口商会
- 四 設置者住所 品川区大井一丁目九番八号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ
- 六 新設をする日 平成二十九年九月二十八日
- 七 店舗面積の合計 千九百十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二十九台
- 九 駐輪場の位置及び 店舗内 百十二台

収容台数

- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二十一平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十二・二四立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業
- 十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- 十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗南側
- 十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 十六 届出日 平成二十九年一月二十七日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 平成二十九年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
 - (一)ア 店舗名 (仮称) 王子五丁目計画
 - イ 店舗所在地 北区王子五丁目一番百十一
 - ウ 設置者名 大和ハウス工業株式会社
 - (二)ア 店舗名 ニトリ狛江ショッピングセンター
 - イ 店舗所在地 狛江市岩戸南二丁目五百八十番二ほか
 - ウ 設置者名 カゴメアクシス株式会社
 - (三)ア 店舗名 (仮称) 八王子市高尾店舗計画
 - イ 店舗所在地 八王子市狭間千四百五十六番地
 - ウ 設置者名 住友商事株式会社
 - (四)ア 店舗名 カインズホーム青梅インター店
 - イ 店舗所在地 青梅市新町六丁目九番四ほか
 - ウ 設置者名 株式会社カインズ
 - (五)ア 店舗名 サミットストア東長崎店
 - イ 店舗所在地 豊島区長崎五丁目二十番十四号
 - ウ 設置者名 日立キャピタル株式会社
- 二 東京都の意見の概要
 - ア 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づき指針を勧告し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日

平成二十九年二月二日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十九年二月十五日から同年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

